

町公共施設の利用方法一覧

施設名	利用時間	休館日	申込受付期間	利用条件等	電話番号
中央公民館	午前9時～ 午後9時 (日曜日は 午後5時まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・毎月第3日曜日 ・祝祭日(月曜日が祝日の場合は翌日) ・年末年始(12/28～1/4まで) 	利用希望日の3か月前から利用希望日の7日前までに申請書を提出してください。	町内等の各種団体が利用できます。	☎563510
体育センター	午前9時～ 午後9時	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・年末年始(12/29～1/3まで) 	町民及び町内に勤務する人の利用許可申請は、利用予定日の前月1日から受付(上記以外の人々の利用許可申請は、利用予定日の前月15日から)	町民及び町内に勤務する人(ただし町民及び町内に勤務する人の利用に支障のない範囲において、町外者の利用を認めます。)	☎567328
都市公園施設	日の出から 日没まで				
農村環境改善センター	午前9時～ 午後9時30分 (ただし日曜日及び祝祭日は午前9時～午後5時)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・祝祭日の翌日 ・年末年始(12/29～1/3まで) 	使用許可申請書を提出してください。(使用する1か月前から受付できます)	町民及び町内に勤務する人	☎564312
農産物加工所	午前9時～ 午後9時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始(12/29～1/3まで) 	使用する3日前までに利用許可申請書を役場産業振興課へ提出してください。	本町に住所を有し、栃木県食品衛生責任者制度運営要綱に基づく食品衛生責任者の資格を有している人	役場 産業振興課 ☎569136
児童館	午前8時30分～ 午後5時	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・毎月第3日曜日 ・第3火曜日を除く火曜日 ・年末年始(12/29～1/3まで) 	備付の帳簿に所要事項を記入の上、入館。また、子供会、子供育成会、母の会その他青少年育成の関係ある団体等の児童館を使用しようとするときは、利用する日の3日前に申請書を提出してください。	児童福祉法第40条の目的以外には使用することができません。	蓼沼児童館 ☎562132 願成寺児童館 ☎566685
図書館 視聴覚室	4/1～9/30 午前9時30分～ 午後6時30分 10/1～3/31 午前9時30分～ 午後6時 (土・日曜日は、 午後5時まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・毎月第3日曜日 ・祝祭日(月曜日が祝日の場合は翌日) ・年末年始(12/29～1/3まで) 	視聴覚室を利用しようとする人は、視聴覚室利用申込書を提出してください。	町民及び町内に勤務する人又は在学する人	☎567825
老人福祉センター	午前9時30分～ 午後4時	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び月曜日 ・祝祭日 ・年末年始(12/29～1/3まで) 	住所、氏名及び生年月日が確認できるものを提示するとともに、上三川町老人福祉センター利用許可申請書を提出。	本町に住所を有する60歳以上の人。60歳未満の人でも利用料を支払えば利用できます。	☎563166

※その他使用料等の詳細については、各施設へ問い合わせください。